

●この納付書兼領収書は、三枚一組になっていますから、切り離さずに納入場

納付書兼領収書

市 都
郡 区
町 区
村 区
様

下記のとおり納付します。

年 月 日

納付目的

見 本

書類区分
F 2

号 一 ド	年度	会 計

納入場所

埼玉県指定金融機関
埼玉県指定代理金融機関
埼玉県収納代理金融機関

(複写式3枚つづり)

■納付書兼領収書の配布場所

(一財) 消防試験研究センター 埼玉県支部 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館2階 048-832-0747

上尾市消防本部	048-775-1311	上尾市上尾村537	埼玉西部消防局	04-2924-0119	所沢市けやき台1-13-11
入間東部地区事務組合消防本部	049-261-6000	ふじみ野市大井中央1-1-19	草加・八潮消防局	048-924-2111	八潮市鶴ヶ曾根1185
春日部市消防本部	048-738-3111	春日部市谷原新田2097-1	秩父消防本部	0494-21-0119	秩父市下宮地町10-25
川口市消防局	048-261-3119	川口市芝下2-1-1	埼玉東部消防組合消防局	0480-21-0119	久喜市上早見396
川越地区消防局	049-222-0700	川越市神明町48-4	戸田市消防本部	048-420-2119	戸田市新曾1875-1
行田市消防本部	048-550-2119	行田市長野4389-1	西入間広域消防組合消防本部	049-295-0119	入間郡毛呂山町岩井2451
熊谷市消防本部	048-501-0119	熊谷市原島675-1	蓮田市消防本部	048-768-0119	蓮田市閨戸178-1
埼玉県央広域消防本部	048-597-2002	鴻巣市箕田1638-1	羽生市消防本部	048-565-1919	羽生市藤井下組990-1
越谷市消防本部	048-974-0102	越谷市大沢2-10-15	比企広域消防本部	0493-23-2266	東松山市上野本1300-1
児玉郡市広域消防本部	0495-24-8392	本庄市西富田904-3	深谷市消防本部	048-571-0119	深谷市上敷免858
さいたま市消防局	048-833-1231	さいたま市浦和区常盤6-1-28	三郷市消防本部	048-952-1211	三郷市中央5-4 5 - 4
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	049-281-3119	坂戸市鎌倉町16-16	吉川松伏消防組合消防本部	048-982-3931	吉川市会野谷481
埼玉県南西部消防局	048-460-0119	朝霞市溝沼1-2-27	蕨市消防本部	048-441-0119	蕨市錦町5-1-22

危険物取扱者・消防設備士免状新規・書換(写真、氏名等)、再交付申請用

「納付書兼領収書」使用方法 (令和6年5月)

- 1 申請書に必要な事項を記入してください。
- 2 「納付書兼領収書」に必要な事項(下記の①②③④)を記入してください。
 - ✓ 3枚一組になっています。切り離さないようにしてください。

納付書兼領収書

①申請者の住所
氏名を記入

②申請者記入
(住所、氏名)

③納付目的

④¥金額

※納付目的を記入しないと領収書として使用できません。ご注意ください。

③元号コード及び年度
元号コードは「5」(令和)、
年度は数字2桁を記入
令和6年度 → 506

空欄のままに
してください

支店区分 F 2 4	課所 0 1 5 C 1 0 0	年度 0 1	会計 0 1
使用料及び手数料 0 6	手数料 0 2	総務手数料 0 1	防災手数料 0 4

- ④¥金額 を記入
 ≪訂正ができない欄です。≫
 ・新規交付…¥2900
 ・写真書換…¥1600
 ・氏名、本籍等書換…¥700
 ・再交付…¥1900

写真書換とは…10年毎の写真の書換

- ・10年を超過していても手数料は変わりません。
- ・氏名、本籍書換と同時に申請する場合も1600円〔詳細は裏面参照〕

再交付とは…亡失、破損等により再交付申請するもの

(お手元に免状があるときは再交付ではありません)

- ・交付知事が埼玉県、又は埼玉県で書換を行っている方が対象
- ・氏名、本籍書換と同時に申請する場合も1900円〔詳細は裏面参照〕

※御不明点があるとき、複数人の手数料をまとめて納付されるとき等は、埼玉県消防課予防担当 (TEL048-830-8161) 又は消防試験研究センター埼玉県支部 (TEL048-832-0747) へお問い合わせください。

- 3 金融機関でお支払いください。【注意】郵便局、コンビニではお支払い不可
 - ✓ 金融機関でお支払いをすると金融機関の収納印が押された納付書兼領収書1部が申請者のお手元に戻されます。
- 4 **重要**「納付書兼領収書」申請者控えを申請書の裏面に貼ってください。
 - ✓ 申請者控えが必要な方は写し(コピーしたもの)を添付してください。
- 5 申請書と必要書類(申請書の裏面で確認してください。)を消防試験研究センター埼玉県支部に送付してください。

申請に必要な書類、手数料一覧

申請区分	必要な書類等（○印のものをご用意ください。）					手数料 （注⑥）
	申請書	現在お持ちの 免状	証明する 書類	写真 （この申請書 への貼付用）	免状返送用 封筒（注①）	
1 氏名・生年月日の書換え 本籍の書換え（注②）	○	○	○（注③）	不要	○	700円
旧姓記載・変更	○	○	○（注③）	不要	○	
旧姓削除	○	○	不要	不要	○	
2 写真書換え（注④）	○	○	不要	○	○	1,600円
3 再交付 亡失・滅失 （注⑤） 汚損・破損	○	不要 ○	不要	○	○	1,900円
4 同時複数申請	②写真書換え＋①本籍等の書換・旧姓記載変更等					1,600円
	③再交付＋①本籍等の書換・旧姓記載変更等					1,900円

注①「免状返信用封筒」とは免状を申請者に郵送するためのものです。定形封筒に送付先の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留郵便料の切手434円分（25gまで）を貼ってください。（2023年10月現在）

申請先で直接受け取る場合は、申請書の余白に「窓口受領」と記入してください。

注② 現住所及び同一都道府県内の本籍の場合は、書換え申請を行う必要はありません。

注③「証明する書類」とは、戸籍抄本、住民票その他の公的機関が発行する「書換えの事由が確認できる文書」です。

氏名又は生年月日の書換え事由を証明する書類の添付のない場合、希望があれば埼玉県を介して住基ネットで確認します。

注④「写真書換え」は、免状の写真を交付後10年以内ごとに、申請前6か月以内に撮影した写真に取り換えることです。

注⑤「再交付」は、免状を交付及び書換えをした都道府県でのみ行えます。

注⑥「手数料」は、クレジットカード又はペイジーによる支払となりますので上記手数料欄を参照ください。

お支払い可能な金融機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、山形銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、千葉銀行、きらぼし銀行、第四北越銀行、八十二銀行、新生銀行、きらやか銀行、福島銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、東京スター銀行、大光銀行、三井住友信託銀行、しののめ信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、朝日信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、棠鴨信用金庫、青梅信用金庫、あすか信用組合、埼玉県医師信用組合、熊谷商工信用組合、埼玉信用組合、ハナ信用組合、さいたま農業協同組合、あさか野農業協同組合、いるま野農業協同組合、埼玉中央農業協同組合、ちちぶ農業協同組合、埼玉ひびきの農業協同組合、くまがや農業協同組合、埼玉岡部農業協同組合、花園農業協同組合、ほくさい農業協同組合、越谷市農業協同組合、南彩農業協同組合、埼玉みずほ農業協同組合、さいかつ農業協同組合、ふかや農業協同組合、中央労働金庫